

事業評価書

道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)により
新設された規制

平成25年3月
国家公安委員会・警察庁

道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)により新設された規制

1 評価の対象とした政策

運転免許証の提示義務の拡大

運転免許に係る行政処分の強化により運転免許を取り消される者の数が増加していたことに加え、平成19年9月に施行された道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)では、飲酒運転対策の一環として、運転免許の欠格期間の上限が引き上げられることとされことにより、運転免許を取り消される者が更に増加し、これらの者による無免許運転が増加することが懸念された。そこで、同改正では、同時に、従来は無免許運転、飲酒運転等と認められる場合に限られていた運転免許証(以下「免許証」という。)の提示義務について、車両等の運転者が道路交通法の規定等に違反した場合や交通事故を起こした場合であって、当該運転者に継続して運転させることができるかどうかを確認する必要があるときにおいても、警察官は免許証の提示を求めることができることとするとともに、提示を求められた運転者に免許証提示義務を課すこととされた。

2 評価の観点

道路交通法等の規定に違反し、又は交通事故を起こした車両等の運転者に対して、免許証提示義務を課したことにより、無免許運転を行うなど運転を継続させることが危険であると認められる者を道路交通の場から一定程度排除する効果を上げているかという点について有効性の観点から評価する。また、免許証提示義務の拡大による車両等の運転者に生じる負担の増加と得られる効果を比較して効率性の観点から評価する。

3 効果の確認の手法及びその結果

(1) 効果の把握の手法

本規制に係る免許証提示義務違反による検挙件数、無免許運転の検挙件数及び無免許運転の交通事故件数を把握する。

(2) 結果

ア 平成19年から24年までの本規制に係る免許証提示義務違反による検挙件数は以下のとおりである。

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
検挙件数	51	152	139	107	117	139

本規制にあつては、平成19年9月19日から施行。

イ 平成17年から24年までの無免許運転の検挙件数は以下のとおりである。

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
検挙件数	59,294	56,304	48,607	40,087	36,817	33,832	31,603	28,569

本規制にあつては、平成19年9月19日から施行。

ウ 平成17年から24年までの無免許運転に係る交通事故件数は以下のとおりである。

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
交通事故件数	4,714	4,277	3,595	3,106	2,867	2,675	2,592	2,414

本規制にあつては、平成19年9月19日から施行。

4 評価の結果

前記3(2)アのとおり本規制に係る免許証提示義務違反による検挙活動が行われている中で、前記3(2)イ及びウのとおり無免許運転による検挙件数及び交通事故件数が本規制を講じた平成19年以降も減少傾向にあることを踏まえると、本規制が無免許運転を行うなど運転を継続させることが危険であると認められる者を道路交通の場から一定程度排除する効果を上げていると考えられることから、本規制について、その有効性は認められる。

また、この規制により、車両等の運転者には免許証の提示という負担が生じるが、従来から、車両等の運転者は、自動車等の運転時には免許証の携帯義務があったことを踏まえれば、当該負担は軽微なものと考えられる。他方、この規制により、違反行為を現認等した警察官が自動車等の運転者に対して免許証の提示を拒否されたような事案において、警察官による運転資格に係る効率的な確認が可能となり、道路における交通の危険を防止するために必要な措置を講ずることができるようになった。したがって、本規制については、得られる効果が生じる負担を上回っていると考えられることから、その効率性が認められる。

以上の結果から、本規制は、有効性と効率性が認められることから、今後も車両等の運転者が道路交通法の規定等に違反した場合や交通事故を起こした場合であつて、警察官が当該運転者に継続して運転させることができるかどうかを確認する必要があるときには、これを効率的に確認し、道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
平成25年2月8日に開催した第25回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
- 6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項
なし
- 7 評価を実施した時期
平成19年9月から24年12月までの間
- 8 政策所管課
交通企画課